

第15回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成20年7月18日(金)午後2時30分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室(5階)

盛岡少年鑑別所会議室(1階)

第3 出席者

(委員)

姉帯幸子, 伊藤紘基, 大野正勝, 神山千之, 酒井明夫, 菅原博, 千葉浩也, 塚田孝子, 中川一人, 松尾正弘, 三上邦彦(五十音順, 敬称略)

(鑑別所)

石黒所長, 内山首席専門官

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 太田家裁事務局長, 塩澤首席家裁調査官, 國分家裁首席書記官, 高橋次席家裁調査官, 島田地裁事務局次長, 大山家裁事務局次長, 藤原地裁総務課長, 宍戸地裁総務課課長補佐, 藤井家裁庶務係長

第4 盛岡家庭裁判所委員会議事

1 開会あいさつ(伊藤委員長)

2 新委員及び各委員の紹介

3 委員長代理の指名(伊藤委員長)

前委員長代理である蛭原委員の交替に伴い神山委員を委員長代理に指名した。

4 配布資料の説明(伊藤委員長)

5 前回からの広報活動について

庶務担当から, 6月23日に実施した模擬裁判について説明がなされた。

6 議事テーマ「少年事件手続(少年鑑別所との連携)について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 少年審判手続について神山委員及び庶務係からの説明及び少年鑑別所において施設を見学した後, 少年鑑別所から概況説明がなされた。

(2) 意見交換

議事テーマ等に関し、概略、次のような意見交換がなされた。

以下 が委員， がオブザーバー（鑑別所職員）， が説明者（裁判所庶務）の発言

罪を犯す少年のタイプは様々だが、割合共通しているのが、不満や挫折感といった自分の問題をきちんと悩めずに、悩むよりは遊びに走ってしまうケースが多いようだ。鑑別所は、行動で発散していくということができにくい場所なので、そういう意味では否応なしに自分の問題と向き合うことができる場所といえるのではないか。そこで生活リズムを整え、1対1で大人と向き合うことで自分を振り返ることができるのだと思う。家庭裁判所の審判という人生の大きな壁に向き合うための大切な場所だと考えている。

最近の少年は自分の問題を悩めないということであったが、自分が児童相談所に勤務して感じたことは、面接で向き合えなかった少年が鑑別所に来てやっと話しができるといった場面に多く直面した。鑑別所は問題の分析以外にも治療的な意味合いがあるのではないか。

鑑別所は心理治療は行っていないが、基本的な生活環境を整えて、助けを求めてきた時にはいつでも助けてあげるというメッセージを送っている。あとは、あいさつや会話といった基本的な事をやってこなかった少年が多いので、毎日「おはようございます」「おやすみなさい」といった会話をすることや日誌をつけるという、日々決まったことをすることが少年のためになっていると感じている。

少年院、児童相談所、児童自立支援施設といった関係機関との連携について伺いたい。

少年院に行くことが決まった少年については処遇について具体的に処遇指針を立てるが、児童相談所や児童自立支援施設については、制度としてできていないところがあって、そういうところに行く少年については、鑑別所ができることというのがないのが現状である。そういうことから、お互いの業務を理解し合えたらよいと考えているので、実際に見学に行くなど、交換研修を定期的に持つようにしている。

鑑別所に入って1週間目、2週間目、3週間目で少年は随分変わってくる。鑑別所と家庭裁判所では少年の変わり具合について情報交換を密にしながら、学校、家庭、地域等の調査結果を含めて、さらにケース検討を行っている。鑑別所では最終的な判定会議が開かれる。

鑑別所にくる少年の犯罪や非行に至る要因として、環境や個人的なものなど様々あると思うが、傾向としてはどうなのか伺いたい。また、発達障害の少年が二次的障害として犯罪を引き起こすということはあるのか。

この要因だからこの非行ということではなく、どんな少年もいくつもの要因が絡んで非行に至るのだと思う。環境の要因もあるし個人的な要因もあるので、それらを一つずつ整理して記録していくのが鑑別という仕事だと考えている。

発達障害の疑いのある少年の犯罪は、障害が要因ということではなく、やはりいろいろな要因に障害という要因がひとつ加わったといえるのではないか。ただ、発達障害が加わることで、非常に複雑になっていると感じるので、そこを見極めながら一人ずつそれぞれの処方箋をたてていかなければならないと感じる。

10年前に「少年の重大犯罪について」というテーマで、大学、鑑別所、裁判所などが連携して研究結果をまとめたが、そこで一つ欠けていた視点が発達障害だったという反省から、発達障害を視点とした研究結果が今年度中に出る予定と聞いている。発達障害の少年は別の世界で素直に住んでいる子というイメージがある。自分やあるいは自分の子供が発達障害だと知らないために悩んでいる人が多いので、まずそこを説明して障害を理解してもらうことだけでも、非行に走るケースは少なくなると思う。

鑑別所の施設を見学して、入ってくる少年は今までの環境との違いに少なからずショックを受けるのではないかと感じたが、入った初日、2日目、3日目と少年がどのように変化していくのか伺いたい。

ほとんどの少年が今までの環境との違いにショックを受けるが、そのショックも良い方に作用する一つの要因ではないかと考えている。今まで社会でいろいろな情報に囲まれていた分、ここにはそれがないのでほとんどの少年は変わっていく。顔つきが穏やかになり素直な部分が見えてくるようだ。しかし、それが社会に出てそのまま維持できるかが問題で、少年の試練といえよう。

3食きちんと食べて、お風呂に入って、十分に睡眠をとることで静かな自分が出てくるのだと思う。守られた状態でひとりぼっちになることで、きちんと自分と向き合えるのだと思う。

審判には鑑別所の職員も立ち会うのか伺いたい。

審判は少年にとって非常に厳しい場面なので、暴れたり自分を傷つけたりしないように保安という意味で立ち会う。

審判の時にメモをとっているが、それは記録としてまとめるのか。

審判での少年の様子や心の変化を知るための資料として使用する。

食事は、年齢によって違うのか。

食事については、成人に比べると成長期にあることが考慮されている。体格によっても変更している。また、妊娠中の女性であればカルシウム等を考慮して献立を考えている。

鑑別所を出た後、お礼の手紙をもらったり面会に来たりというようなことはあるのか。

時々ある。親と一緒に会いに来てくれるととてもうれしい。また「少年院を出たらその日に会いに来ます」と言っていた少年が本当に会いに来てくれた時はとてもうれしく思った。

図書コーナーには鑑別所をテーマにした図書はあるのか。

少年院はテーマになりやすいが、鑑別所はテーマになりにくいのか見たことが

ない。元非行少年が書いた「ヤンキー先生」といった図書はある。

一番年齢が低い少年は何歳か。

鑑別所は年齢の下限がないが、盛岡は12歳だった。自分の経験では9歳の小学校3年生という少年がいた。

ここから少年院に送られる割合を伺いたい。

昨年は26%であった。

加害少年には対応が手厚いと感じるが、被害者に対しての配慮という点ではどうなっているのか。

数年前から被害者への配慮という点で様々な事が行われている。その一つに被害を考える講習というのがあり、万引き被害にあった商店から職員に来てもらい万引きによる損害の大きさ等について話してもらうことで、少年に反省を促すという取組がある。

また、被害者への配慮制度として、記録の閲覧、審判の意見陳述、審判結果の通知が可能である。今年の6月に成立した法律では、被害者の少年審判の傍聴が可能になることが決まり、今年の12月17日までは施行されることになった。

在監中の少年の審判期日に、被害者の意見聴取が実施された事例が報告されている。少年は、その審判の場で様々なことを感じたようである。少年に被害者のことを忘れさせないような働きかけが必要だと考えている。

第5 次回委員会について

今回は11月に地家裁合同で開催することとし、開催テーマについては、いよいよ裁判員候補者に通知が送付される時期であることから、裁判員制度を取り上げることとした。

第6 閉会

以上